

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第6号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和2年1月8日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和元年度 橋本市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度橋本市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,211,339千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年1月8日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
17 寄 附 金			
		1 寄 附 金	
18 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
21 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
184,741	80,000	264,741
184,741	80,000	264,741
1,122,104	52,821	1,174,925
1,057,734	52,821	1,110,555
1,404,953	2,200	1,407,153
1,404,953	2,200	1,407,153
26,076,318	135,021	26,211,339

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
7 商	工 費		
		1 商	工 費
10 教	育 費		
		2 小	学 校 費
		3 中	学 校 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,158,746	89,900	2,248,646
1,581,776	89,900	1,671,676
825,870	42,762	868,632
825,870	42,762	868,632
1,987,887	2,359	1,990,246
281,368	1,394	282,762
129,715	965	130,680
26,076,318	135,021	26,211,339

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 2,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 4,300	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。